

憲法と「旧統一教会」(細谷典男著)より 8, 9 章抜粋

第8章 日本帝国主義の朝鮮植民地支配とは

1. 「原理講論」の歴史認識

「旧統一教会」を非難する論評に接していく中で教義を知り、その中でも興味を引く1節があった。そのテーマは日本帝国主義の朝鮮支配に関わっての課題—つまり現在日韓関係で棘のように刺さっている歴史認識の問題である。

徴用工や慰安婦問題で謝罪と賠償を求める韓国に対して、日本側は日韓基本条約で解決済みと主張し平行線をたどっている。これは事実関係に共通認識が欠けているのではないかと考えていたが、この背景について宗教法人世界基督教統一神霊協会が著わした教義である原理講論の1節で論じられていた。

植民地支配の災禍

日本の側では明治維新からの富国強兵策と殖産興業により欧米列強と互していく体制を創り大陸に乗り出していく時期である。最初の衝突が日清戦争であるが朝鮮半島を巡る戦いであった。この時が日本による朝鮮支配の端緒である。過酷な植民地支配によって災禍をもたらした諸課題は、現在の日本の論調では日韓基本条約で解決済みと主張されているが実際はどのような実態であったか。可能な限り事実を探り原理講論が主張する内容の検討と合わせて真実に迫ってみたい。

原理講論 第6章 再臨論

【原理講論】

それでは韓国民族は、どのような経緯を経て、日本帝国のもとで四十年間の苦役を受けるようになったのであろうか。

ここで40年の苦役と言われている。40年とは1905年から1945年に及ぶ日本帝国主義による植民地支配の期間を指してのことだ。

【原理講論】

韓国に対する日本の帝国主義的侵略の手は、乙巳保護条約によって伸ばされた。すなわち1905年に、日本の伊藤博文と当時の韓国学部大臣であった親日派李完用らによって、韓国の外交権一切を日本帝国の外務省に一任する条約が成立した。

そうして、日本は韓国にその統監(のちの総督)をおき、必要な地域ごとに理事官をおいて、一切の内政に干渉することによって、日本は事実上韓国から政治、外交、経済などすべての主要部門の権利を剥奪したのであるが、これがすなわち乙巳保護条約であった。

植民地支配の始まりが乙巳保護条約

日本による植民地支配の始まりは1905年からである。日本では1910年の韓国併合としている場合が多い。日本統治時代の朝鮮は、1910年8月29日の日本による韓国併合から、1945年9月9日の朝鮮総督府による

対連合降伏まで、35年の間日本の領有下に置かれた朝鮮を指す。しかし過酷な植民地政策を理解しようとするれば1905年の乙巳保護条約から検討しなければならない。

朝鮮半島・満州の利権争う日露

乙巳保護条約は日露戦争直後に締結されている。

日露戦争は、1904（明治37）年2月から1905（明治38）年9月にかけて大陸進出を狙う日本と南下政策を進めるロシア帝国との間で行われた戦争である。朝鮮半島と満洲の権益をめぐる争いが原因となって引き起こされ、満洲南部と遼東半島がおもな戦場となったほか、日本近海でも大規模な艦隊戦が繰り広げられた。最終的に両国はアメリカ合衆国の斡旋の下で、ポーツマスで講和条約を締結し戦争は終結した。

日露戦争は双方とも朝鮮半島の利権拡大を狙った帝国主義国家間の戦いであった。そして日本が勝った。

ロシアに接近する大韓帝国

1868年明治維新の頃の朝鮮は1392年8月から続く李氏朝鮮であった。高麗の次の王朝にあたり、朝鮮の歴史における最後の統一王朝である

1894年の日清戦争後に日本と清国との間で結ばれた下関条約によって李氏朝鮮は清王朝を中心とした冊封体制から離脱し、形式的な独立国家の地位を得た。これにより李氏朝鮮は1897年に国号を大韓帝国、君主の号を皇帝と改め、以後中国大陆の影響下から離れたが、李氏朝鮮は露館播遷などロシアの影響下に入ることを選んだため、南下政策を危惧してロシアと対立していた英米が日本支持を強める結果をもたらした。

ロシアはフランスと同盟を結び、警戒するイギリスはロシアと対峙する日本を後押ししていた。

日露戦争の勝利 完全保護国化

第二次日韓協約は、日露戦争の勝利の勢いに乗って日本が求めて締結した協約。日韓保護条約とも言う、別称乙巳保護条約である。これにより大韓帝国の外交権は、ほぼ日本に接収されることとなり、事実上保護国となった。

日本は日露戦争中である1904年の第一次日韓協約締結により大韓帝国の財政・外交に関与する立場となった。

日露戦争に勝利し、その講和条約であるポーツマス条約（1905年9月5日）により大韓帝国に対する優越権をロシアに承認させた。また高宗が他の国に第一次日韓協約への不満を表す密使を送っていたことが問題となったこともあり、大韓帝国に対しより従属的行動を求めため、この協約を結ぶこととなった。

協約締結後の1907年に、協約の無効を主張する高宗の親書を携えた密使がオランダのハーグで開催された万国平和会議に派遣されたが帝国主義間では国際的には有効な協約と見なされていたため、列国から参加を拒絶された。

この密使の派遣が問題となり、高宗は李完用らに責任を問われ純宗に譲位することとなり、第三次日韓協約の調印へと進むこととなった。

第三次日韓協約は、1907（明治40）年7月24日に締結された協約。

ハーグ密使事件をうけて、大韓帝国議会は1907年7月18日に高宗を退位させた。第二次日韓協約によって外交上の日本の保護国となり、すでに直接の外交権を失っていた大韓帝国（朝鮮王朝）は、この条約により高級官吏の任免権に関して韓国統監が一部権限を有すること（第4条）、韓国政府の一部官吏に韓国統監が推薦する日本人を登用できること（第5条）などが定められた。

これによって、朝鮮の内政は日本の強い影響下に入った。また非公開の取り決めで、韓国軍の解散による日本軍駐留の正当化と司法権・警察権の韓国統監への委任が定められた。

韓国は日本の植民地に

三次にわたる日韓協約を経て 1910 年の韓国併合に突き進んでいった。この中ではっきりと日本の支配下であると国内外に示したのが 1905 年の第二次日韓協約つまり乙巳保護条約である。

日清戦争に勝利し朝鮮半島に存在感を示す日本をロシアは警戒した。この間の経過から、日本の圧力を良しとしない高宗はロシアと内通し日本に対抗しようとしたが発覚し、一層日本の支配は強化されていったことが見て取れる。日露戦争に勝利した日本は植民地支配を一層強めていく。

乙巳保護条約から日本敗戦までを捉え、原理講論において日本帝国による 40 年の苦役とした歴史認識を共通認識としたい。

植民地支配は合法か不法か

さらに問題は乙巳保護条約締結交渉が不法に行われたという指摘がある点。日本が軍事力を背景に脅迫と恫喝で強要したと言うことである。であるとすると不法な条約の下での植民地支配であり、これに引き続く韓国併合も不法と言うことになる。1965 年の日韓基本条約において日本は合法であるとの立場で慰謝料の協議は行っていない。日本では当然のこのように日韓請求権は解決済みとしているが根拠を失うことになる。この点は次章大法院判決の部分で述べたい。

過酷な日本の圧政に抵抗

1910 年の韓国併合によって日本の植民地になって以来、朝鮮は過酷な憲兵警察の支配下に置かれ、言論、集会、結社の自由は完全に奪われ、同化教育が行われ、民族解放闘争は直接武力で弾圧され、指導者は逮捕、投獄された。しかしこのような武断支配は、かえって抵抗の力量を潜在化させ拡散させた。各所に秘密結社が組織され、書堂や夜学などが増大し、愛国教育が行われ、抵抗の拠点へと成長していった。

経済的にも土地調査事業などで大多数の農民は小作農に転落し、賃金労働者さらには焼畑農業を行う農民である火田民となり、あるいは故国を追われて中国や日本に流亡せざるをえないほど矛盾は極点に達していた。この原因は日本の植民地支配にある。

一方国際的にも、第一次世界大戦中の 1917（大正 6）年のロシア革命の成功、大戦末期の 1918（大正 7）年 1 月にはアメリカ合衆国大統領ウィルソンにより十四か条の平和原則が発表された。これを受け、民族自決の意識が高まった李光洙ら留日朝鮮人学生たちが東京府東京市神田区（現：東京都千代田区神田駿河台）の YMCA 会館に結集し、「独立宣言書」を採択した（二・八宣言）。

これに呼応した韓国国内では天道教、キリスト教、仏教徒が中心となり運動を企画、33 名が民族代表として独立宣言書に署名し、運動の口火を切った。

3.1 独立宣言書抜粋

わたしたち朝鮮人は、もう遅れた思想となっていたはずの侵略主義や強権主義の犠牲となって、初めて異民族の支配を受けることとなった。自由が認められない苦しみを味わい、10 年が過ぎた。支配者たちはわたしたちの生きる権利をさまざまな形で奪った。

そのことは、わたしたちのこころを苦しめ、文化や芸術の発展をたいへん妨げた。民族として誇りに思い大切にしていたこと、栄えある輝きを徹底して破壊し、痛めつけた。そのようななかで、わたしたちは世界の文化に貢献することもできないようになってしまった。

これまで押さえつけられて表に出せなかったこの思いを世界の人びとに知らせ、現在の苦しみから脱して、これからの危険や恐れを取り除くためには、押しつぶされて消えてしまった、民族として大切にしていた心と、国家としての正しいあり方を再びふり起こし、一人ひとりがそれぞれ人間として正しく成長していかなければならない。

もともと、日本と韓国との併合は、民族が望むものとして行なわれたわけではない。その結果、威圧的で、差別・不平等な政治が行なわれている。支配者はいいかげんなごまかしの統計数字を持ち出して自分たちが行なう支配が立派であるかのようにいっている。

しかしそれらのことは、二つの民族の間に深い溝を作ってしまう、互いに反発を強めて、仲良く付き合い合うことができないようにしている、というのが現在の状況である。きっぱりと、これまでの間違った政治をやめ、正しい理解と心の触れあいに基づいた、新しい友好の関係を作り出していくことが、わたしたちと彼らとの不幸な関係をなくし、幸せをつかむ近道であるということを、はっきり認めなければならない。

3. 1 独立宣言書は、日本の支配に抵抗する魂の叫びである。いかに過酷な植民地であったかが綴られている。怒り、苦痛、恨みなどの感情がにじみ出ている。植民地支配を進める日本への抵抗の頂点で発せられた宣言である。この頂点に達した怒りはまだ今も収まっていない、と考えるべきだ。

当時の民衆の状況を理解すること無くして日韓の和解は無い。3. 1 運動はどのような展開し、そして潰え去ったか。

2. 都市から農村へ 3. 1 独立運動

非暴力、平和的な運動を行おうとした指導者に対して、ソウル市内のパコダ公園（タプコル公園）に集まった学生、市民たちは自然発生的に示威行進を始め、デモ隊はみるみるまに数十万に膨れ上がり、ソウル中は「独立万歳」を叫ぶ人の波で埋まった。

もはや警察の手には負えなくなり、軍隊が出動して群集を解散させた。1919年3月1日にはソウルのほかにも平壤など6か所でデモ行進が行われ、運動の展開がいかに組織的であったかを示している。運動は都市から農村に広がっていった。現地の中農、書堂の教師、故郷に帰った学生たちが次から次へと指導者となり、運動を組織していった。地方での運動は市の立つ日など村民が集まる日に起こされ、3月中旬には全道に波及、暴動に転化していった。

朝鮮全土に拡大

運動の担い手はキリスト教、天道教、仏教などの宗教指導者であり、中学生（旧制）などにも呼びかけ、運動の拡大をはかった。また、日本に留学していた朝鮮人や上海で抗日運動を展開していた朝鮮人たちも関わってきていた。3月は示威運動に留まっていたが、宗教指導者たちが大衆に呼びかけたこともあり、4月上旬には朝鮮全土に暴動が広がり、警察署・村役場・小学校等が襲われ、放火・投石・破壊・暴行・惨殺も多数行われる事態となった。

民衆は鎌、鋤、棍棒などをもって、面（行政単位、日本の村にあたる）事務所、憲兵派出所、駐在所など権力機構を襲撃し、ときには国有小作人名寄帳などを焼却している。これらは運動の主たる担い手であった農民の怒りがどこにあったかを示している。このような身の回りの道具しか待たない素手同然の民衆に対し、日本は正規の軍隊を出動させて弾圧した。

日本軍の鎮圧行動 虐殺相次ぐ

こうした中、堤岩里事件（現在の華城市郷南邑堤岩里）が発生した。この事件は4月15日に堤岩里の暴動を鎮圧するため、暴動の指導者20余名を教会に集めて射殺して教会を焼き払った事件である。

村民を教会堂に集めて閉じ込め、一斉射撃を加え、さらに教会堂に放火しこれほどの虐殺を実行しても責任者を無罪とした「堤岩里事件」は一例である。

朝鮮人の被害は、一説では死者7645人、被傷者4万5562人、被囚者4万9811人、焼却家屋724戸といわれている。国外でも、上海では独立運動者が集まって4月11日には大韓臨時政府を樹立し、間島、沿海州などでも断続的に武装闘争が展開された。

3. 1 独立運動は朝鮮近代史の分水嶺であり、その後の解放闘争に決定的な影響を与え、日本の支配政策の転換を余儀なくさせたばかりでなく、中国の5. 4 運動をはじめとするアジアの解放闘争の高揚にも大きな役割を果たした。

植民地支配へ抵抗示す

朝鮮総督府当局による武力による鎮圧の結果、運動は次第に終息していった。その後の朝鮮半島地域は日本の統治に服し、1945年（昭和20年）の日本敗戦に至るまで大規模な運動は起こらなかった。植民地抵抗運動の頂点が3. 1 独立運動であった。

宣言書の一文に「わたしたち朝鮮人は、もう遅れた思想となっていたはずの侵略主義や強権主義の犠牲となって、初めて異民族の支配を受けることとなった。自由が認められない苦しみを味わい、10年が過ぎた。」とある。

「李氏朝鮮時代よりも日本統治によって朝鮮人民は救われている」など日本の植民地支配が朝鮮民族に恩恵を与えた、鉄道や防疫など民生向上に貢献もしたとの見方が日本側にある。植民地としたことによって何か日本が良いことをしたかのような事を言う向きもある。それらに対して10数年にわたる植民地支配への回答が宣言書である。今一度読み返していただくことを乞う。宣言書は日韓和解の原点となるもの、日韓共通理解の基礎となることと信ずるからである。

【原理講論】

さらに、一九二三年に発生した日本の関東大震災のときには、根も葉もない謀略をもって東京に居住していた無辜の韓国人たちを数知れず虐殺したのであった。

関東大震災は、1923年（大正12）9月1日11時58分に発生した。死者・行方不明者は推定10万5,000人で、明治以降の日本の地震被害としては最大規模の被害となっている。

関東地方は地震によって被害は壊滅的な状況だった。社会秩序は不安と混乱に陥ったことを受けて内務省は戒厳令を宣告し、各地の警察署に治安維持に最善を尽くすことを指示した。しかし、そのときに内務省が各地の警察署に下達した内容の中で「混乱に乗じた朝鮮人が凶悪犯罪、暴動などを画策しているので注意すること」という内容があった。

これに加え、井戸に毒が入れられるなどデマが飛び交い、竹槍や日本刀、銃などで武装した民間人が自警団を結成し、朝鮮人を無差別に殺害し始めた事件。

相当に行き過ぎた過剰防衛であった。大震災の混乱に乗じて朝鮮人が暴動を起こすと怖れて民間の自警団が無差別に虐殺した。なぜこのような考えになったか。日頃から朝鮮人を侮蔑し虐げていたことをわかっていたからに他ならない。この期に報復されるという恐怖心が虐殺に駆り立てた。それだけ過酷な植民地支配を行ってきた、それを日本の民衆も是としていた。

それほど遠い昔の事でも、遙か離れた地で起きたことでも無い。この事件を検証することは可能だ。

【原理講論】

一方、数多くの韓国人たちは日本の圧政に耐えることができず、肥沃な故国の山河を日本人に明け渡し、自由を求めて荒蕪たる満州の広野に移民し、臥薪嘗胆の試練を経て、祖国の解放に尽力したのであった。

日本軍は、このような韓国民族の多くの村落を探索しては、老人から幼児に至るまで全住民を一つの建物の中に監禁して放火し、皆殺しにした。日本はこのような圧政を帝国が滅亡する日まで続けたのであった。

日本支配逃れ満州方面に

韓国併合から3. 1独立運動を経て弾圧され、日本軍が圧政を強めている日本支配地区を逃れて抵抗する拠点を韓国の北方や満州に求めた。

中国は清朝時代の1902年の英清通商航海条約改正交渉より、領事裁判権の撤廃や関税自主権の回復など国権の回復に着手していた。一方、日本は1907年、満州地域にあり朝鮮人入植者の多い間島（かんとう）に治安維持を理由に派出所を設置し、警官、憲兵を常駐させた。清国も対抗して同じくここに派出所を設置したことから緊張が高まった。

1910（明治43）年の韓国併合後、これに不満を持つ一部の朝鮮人は、日本の支配を逃れて近隣の中国及びロシア領内に亡命し、抗日宣伝や反日教育を行っていた。1919（大正7）年、第一次世界大戦後の民族自決の機運の高まりによって、朝鮮各地で独立を訴える3. 1独立運動が起こると、これに呼応して、満州間島の朝鮮人居留地域において、独立軍と総称される朝鮮独立運動に関わる武装組織の活動が活発化していた。これらの武装組織は、居留朝鮮人から金品や食料を調達したり、中国官憲やロシア革命派との協調を通じてその武力を蓄えていた。

日本側は武装組織に関わる朝鮮人を「不逞鮮人」と呼び、中国側に討伐を要請したが、ほとんど成果が現れなかった。

1920（大正9）年9月12日、10月2日の二度にわたり吉林省琿春が馬賊等に襲撃され、日本領事館が焼失し、女性や子供を含む13人が殺害される事件が発生した（琿春事件）。同年10月7日、この襲撃を「不逞鮮人」によるとした原内閣は、居留民保護を名目に朝鮮人武装組織が拠点としていた間島に出兵することを閣議決定した。

間島出兵の惨劇

間島出兵は、満州の間島（現・中華人民共和国吉林省延边朝鮮族自治州）で日本軍が朝鮮人や中国人の活動家、匪賊、馬賊に対して実施した鎮圧・掃討作戦である。

間島出兵での戦闘中に独立軍の根拠地を掃討するために朝鮮人を無差別に虐殺し、集落ごと焼き払った「間島惨変」を引き起こした。韓国側では、その犠牲者は少なくとも3,469人としている。日本側の史料によれば日本軍に反抗した、独立軍に拠点を提供する朝鮮人を大々的に虐殺し、独立軍が存在する場所をなくすために民間人、その家屋、施設を攻撃するという日本軍の非人道的軍事行動だった。

第9章 大法院判決が問いかけるものは何か

1. 徴用工勝利、日本企業敗訴

「日韓関係が悪化」そんなニュースをよく目にする。2018年10月30日、韓国の大法院（最高裁）が日本企業に元徴用工らへの賠償を命じた判決が要因だ。戦時中、日本の統治下にあった朝鮮半島から「徴用」され、日本本土の工場で労働させられた韓国人4人が、新日鉄住金に対し損害賠償を求めた訴訟の上告審で、韓国大法院は10月30日、控訴審判決を支持したので、同社に1人あたり1億ウォン（約1千万円）を支払うよう命じた判決が確定した。

判決のあった同日の衆議院本会議で安倍晋三首相は「国際法に照らしてあり得ない判断」と答弁、「ちやぶ台返し」とか「ゴールポストを動かす国」というような非難の声も出た。周知のようにこの判決を機に日韓関係は悪化の一途をたどっている。

判決に反発する日本政府

安倍政権を継いだ菅首相は2020年10月26日の所信表明演説で、「韓国にはわが国の一貫した立場に基づいて、適切な対応を強く求めています」と述べたが、「一貫した立場」とは、賠償請求問題は1965年の日韓請求権協定によって解決済みであり、元徴用工に請求権行使を保障しようとする韓国の動きは「国際法違反」だという、日本政府の認識のことである。この杓子定規な立場は日本の世論となっている。日本では、官民こぞってこの判決を不当とし、また、韓国政府の姿勢を非難している。

日韓両国政府は1965年基本条約と同時に請求権協定と経済協力協定を結び、財産・請求権の問題を「完全かつ最終的に」解決したので徴用工の問題も解決している、としている。

しかし、韓国大法院は、個人はこの条約に拘束されず、「個人の請求権」はあると判断したのだ。2018年10月30日新日鉄住金事件について大法院は被告新日鉄住金株式会社が上告したことに對して「上告を全て棄却する。」と判決を下した。

大法院は日本で言えば最高裁判所である。最終判決で原告（徴用工）の主張が全面的に認められ、被告である日本企業の新日鉄住金株式会社が敗訴した。

交じり合うことの無い両者の立場であるが事実即して日韓和解の方向性を探してみたい。判決文に従って検証していく。

2. 徴用工の強制労働被害とは

下級審の判決に不満を持つ被告新日鉄住金は大法院に上告していた。大法院判決では、被告の上告理由を基本的な事実関係及び原告の強制労働被害について判断している。

【大法院判決】

基本的な事実関係

差戻し前後の各原審判決及び差戻し判決の理由と差戻し前後の原審が適法に採用した各証拠によれば次のような事実が認められる。

ア 日本の韓半島侵奪と強制動員など日本は1910年8月22日の韓日合併条約以後、朝鮮総督府を通じて韓半島を支配した。日本は1931年に満州事変、1937年に日中戦争を引き起こすことによって次第に戦時体制に入り、1941年には太平洋戦争まで引き起こした。日本は戦争を遂行する中で軍需物資生産の

ための労働力が不足するようになると、これを解決するために 1938 年 4 月 1 日「国家総動員法」を制定・公布し、1942 年「朝鮮人内地移入斡旋要綱」を制定・実施して韓半島各地域で官斡旋を通じて労働力を募集し、1944 年 10 月頃からは「国民徴用令」によって一般韓国人に対する徴用を実施した。太平洋戦争は 1945 年 8 月 6 日に日本の広島に原子爆弾が投下された後、同月 15 日、日本国王がアメリカをはじめとする連合国に無条件降伏を宣言することにより終結した。

被告の上告について、基本的事実関係では日本の支配は侵奪と強制動員としている。大法院は徴用を 1938 年から国家総動員による徴用、1942 年からは官斡旋による徴用、1944 年からは国民徴用令による徴用と段階的に時期を明示している。大法院の判断は、それぞれの段階で日本側の意図と強制度合いが異なり徴用工は翻弄されて来たことに注目している。

その具体的状況について原告 1 から原告 4 まで個々の事情を以下の (3) と (4) の中で動員と強制労働被害について不法不当な扱いと判断した。

【大法院判決】

イ 亡訴外人と原告 2、原告 3、原告 4 の動員と強制労働被害及び帰国の経緯

(1) 原告らは 1923 年から 1929 年の間に韓半島で生まれ、平壤、保寧、群山などに居住していた人々であり、日本製鉄株式会社(以下「旧日本製鉄」という)は 1934 年 1 月頃に設立され、日本の釜石、八幡、大阪などで製鉄所を運営していた会社である。

(2) 1941 年 4 月 26 日、基幹軍需事業体である旧日本製鉄をはじめとする日本の鉄鋼生産者らを総括指導する日本政府直属の機構である鉄鋼統制会が設立された。鉄鋼統制会は韓半島で労務者動員を積極的に拡充することにして、日本政府と協力して労務者を動員し、旧日本製鉄は社長が鉄鋼統制会の会長を歴任するなど鉄鋼統制会で主導的な役割を果たした。

(3) 旧日本製鉄は 1943 年頃平壤で大阪製鉄所の工員募集広告を出したが、その広告には大阪製鉄所で 2 年間訓練を受ければ技術を習得でき、訓練終了後には韓半島の製鉄所で技術者として就職できると記載されていた。亡訴外人と原告 2 は 1943 年 9 月頃上記広告を見て、技術を習得して我が国で就職できるという点にひかれて応募し、旧日本製鉄の募集担当者と面接して合格し、上記担当者の引率下に旧日本製鉄大阪製鉄所に行き、訓練工として労役に従事した。

亡訴外人と原告 2 は大阪製鉄所で 1 日 8 時間の 3 交代制で働き、ひと月に 1、2 回程度外出を許可され、ひと月に 2、3 円程度の小遣を支給されたのみで、旧日本製鉄は賃金全額を支給すれば浪費する恐れがあるという理由をつけて、亡訴外人と原告 2 の同意なく彼らの名義の口座に賃金の大部分を一方的に入金し、その貯金通帳と印鑑を寄宿舎の舎監に保管させた。亡訴外人と原告 2 は火炉に石炭を入れて砕いて混ぜたり、鉄管の中に入って石炭の燃え滓をとり除くなど、火傷の危険があり技術習得とは何ら関係がない非常に辛い労役に従事したが、提供される食事の量は非常に少なかった。また、警察官がしばしば立ち寄り、彼らに「逃亡しても直ぐに捕まえることができる」と言い、寄宿舎にも監視者がいたため、逃亡を企てることもできず、原告 2 は逃亡したいと言ったことが発覚し、寄宿舎の舎監から殴打され、体罰を受けたこともある。

そのような中で日本は 1944 年 2 月頃から訓練工たちを強制的に徴用し、それ以後は亡訴外人と原告 2 に何らの対価も支給しなくなった。大阪製鉄所の工場は 1945 年 3 月頃にアメリカ合衆国軍隊の空襲で

破壊され、この時訓練工らのうちの一部は死亡し、亡訴外人と原告 2 を含む他の訓練工らは 1945 年 6 月頃、咸鏡道清津に建設中の製鉄所に配置されて清津に移動した。亡訴外人と原告 2 は寄宿舍の舎監に日本で働いた賃金が入金された貯金通帳と印鑑を引渡せと要求したが、舎監は清津到着後も通帳と印鑑を返さず、清津で一日に 12 時間もの間工場建設のための土木工事に従事したにもかかわらず賃金は全く支給されなかった。亡訴外人と原告 2 は 1945 年 8 月頃、清津工場がソ連軍の攻撃により破壊されると、ソ連軍を避けてソウルに逃げ、ようやく 日帝から解放された事実を知った。

(4) 原告 3 は 1941 年に大田市長の推薦を受け報国隊として動員され、旧日本製鉄の募集担当官の引率によって日本に渡り、旧日本製鉄の釜石製鉄所でコークスを溶鉱炉に入れ溶鉱炉から鉄が出ればまた窯に入れるなどの労役に従事した。上記原告は、酷いほこりに苦しめられ、溶鉱炉から出る不純物につまづいて転び、腹部を負傷して 3 ヶ月間入院したこともあるが、賃金を貯金してやるという話を聞いただけで、賃金は全く支給されなかった。労役に従事している間、最初の 6 ヶ月間は外出が禁止され、日本憲兵たちが半月に一回ずつ来て人員を点検し、仕事に出ない者には仮病だと言って足蹴にしたりした。上記原告は 1944 年になると徴兵され、軍事訓練を終えた後、日本の 神戸にある部隊に配置され、米軍捕虜監視員として働いていたところ解放になり帰国した。

(5) 原告 4 は 1943 年 1 月頃、群山府(今の群山市)の指示を受けて募集され、旧日本製鉄の引率者に従って日本に渡り、日本製鉄の八幡製鉄所で各種原料と生産品を運送する線路の信号所に配置され、線路を切り替えるポイント操作と列車の脱線防止のためのポイントの汚染物除去などの労役に従事したが、逃走して発覚し、約 7 日間ひどく殴打され、食事も与えられなかったこともあった。上記原告は労役に従事する間賃金を全く支給されず、一切の休暇や個人行動を許されず、日本の敗戦後、帰国せよという旧日本製鉄の指示を受けて故郷に帰って来ることになった。

基本的事実関係は徴用工として従事する経過を個別具体的に明らかにしている。原告 4 人の徴用工は危険な労働に従事させられ、賃金も支払われなかったことが述べられている。この点については国家間の約束がどうあろうと民間人と民間企業との争いであり事実関係が当事者間で了解されれば未払い賃金は払うべきである。当事者間で了解できなければ判決により決着すべきだ。日本企業が支払うことを決めた場合は、日韓請求権協定の対象外でもあり政府の口出しすべきことでは無い、と考える。

日本が解決済みとしている請求権協定締結について大法院は以下のように判断した。

【大法院判決】

請求権協定締結の経緯と内容

(1) 大韓民国政府と日本政府は 1951 年末頃から国交正常化と戦後補償問題を論議した。1952 年 2 月 15 日に第 1 次韓日会談本会議が開かれ関連論議が本格的に開始されたが、大韓民国は第 1 次韓日会談当時「韓・日間財産及び請求権協定要綱 8 項目」を提示した。8 項目の中の第 5 項は「韓国法人または韓国自然人の日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他請求権の弁済請求」である。その後 7 回の本会議と、このための数十回の予備会談、政治会談及び各分科委員会別会議などを経て 1965 年 6 月 22 日に「大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約」と、その付属協定である「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」(請求権協定)などが締結された。

(2) 請求権協定は前文で「大韓民国と日本国は、両国及び両国国民の財産と両国及び両国国民間の請求権に関する問題を解決することを希望し、両国間の経済協力を増進することを希望して次のとおり合意した」と

定めた。

第1条で「日本国が大韓民国に10年間にわたって3億ドルを無償で提供し、2億ドルの借款を行うことにする」と定め、続いて第2条で次のとおり規定した。

1 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

請求権協定を締結した時の経緯を述べ、その内容は(2)の項の中で「日本国が大韓民国に10年間にわたって3億ドルを無償で提供し、2億ドルの借款を行う」ということで完全かつ最終的に解決された、としている。日本側が解決済みと主張する根拠となっている条項である。

次に請求権協定締結による韓国と日本の措置が述べられているが続けて大法院の判断は韓国の追加措置を明らかにした。このことが今回の裁判での被告新日鉄住金敗訴の理由である

【大法院判決】

大韓民国の追加措置

(1) ~略

(2) 大韓民国は2005年1月頃、請求権協定に関する一部文書を公開した。その後構成された「韓日会談文書公開の善後策に関する民官共同委員会」では、2005年8月26日、「請求権協定は日本の植民支配賠償を請求するための協定ではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づき韓日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を解決するためのものであり、日本軍慰安婦問題等、日本政府と軍隊等の日本国家権力が関与した反人道的不法行為については請求権協定で解決されたものとみることとはできず、日本政府の法的責任が残っており、サハリン同胞問題と原爆被害者問題も請求権協定の対象に含まれなかった」という趣旨の公式見解を表明したが、上記公式見解には下記の内容が含まれている。

○ 韓日交渉当時、韓国政府は日本政府が強制動員の法的賠償、補償を認めなかったため、「苦痛を受けた歴史的被害事実」に基づき政治的補償を求め、このような要求が両国間無償資金算定に反映されたと見るべきである。

日韓基本条約における日韓請求権協定では、交渉を成立させるために政治的保障との考えにより個別賠償を議論のテーブルから外し、先送りしたものであり課題は残されているということである。

大法院では「反人道的不法行為については請求権協定で解決されたものとみることとはできず、日本政府の法的責任が残っており」と判断された。

3億ドルの無償提供は強制動員の法的賠償ではなく、歴史的被害事実に基づく政治的補償であった。従って個々の強制動員の法的賠償、補償の法的責任は残っている、ということになる。

次は、下記に被告が上告理由として挙げている日本における原告(徴用工)敗訴の判決について効力を認めない判断を下している。

事実は1つ 検証が必要

日韓の対立の根幹は植民地支配が合法か否かという点がクローズアップされた。日本がいくら謝罪を繰り返しても合法という前提では相手の心に響かないし、受け入れてもらうことは出来ない。

「なぜいつまでも蒸し返すのか」という日本側の疑問も不法を前提とした謝罪で無ければ受け入れられない

と知れば解けるだろう。

国際条約などは変遷する。乙巳保護条約、韓国併合条約や日韓基本条約などに関する日韓双方の見解は対立している面は存在する。しかし事実は 1 つである。まず大法院判決で示されたことについて検証すべきである。日本側が「解決済みのことを蒸し返している」と言っているだけでは済まないだけでなく、問題のすり替えでもある。各条約が不法か否か、共通理解を進め正面から論じるべきである。

大法院判決の示す事項について真実か嘘か、誤認か、大雑把な議論では無く真摯に精査する事が必要である。

次に大法院は何を求めているのか、判決が明らかにしている。

【大法院判決】

本件で問題となる原告らの損害賠償請求権は日本政府の韓半島に対する不法な植民支配および侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的な不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権であるという点を明確にしておかなければならない。

原告らは被告に対して未払賃金や補償金を請求しているのではなく、上記のような慰謝料を請求しているのである。

原告は不法行為に対して慰謝料を請求していると述べた点が重要である。合法的な植民地支配であったのか不法なことか、この認識が判決を判断するポイントとなる。大法院は不法と断じている。不法であるが故に、原告らが主張する被告に対する損害賠償請求権は請求権協定の適用対象に含まれているとはいえない、となるのである。

大法院の前の原審で判断された事実関係も以下のように認定したことに理解を示している。

【大法院判決】

これに関する差戻し後原審の下記のような事実認定と判断は、記録上これを十分に首肯することができる。

即ち、

① 日本政府は日中戦争や太平洋戦争など不法な侵略戦争の遂行過程において基幹軍需事業体である日本の製鉄所に必要な労働力を確保するために長期的な計画を立てて組織的に労働力を動員し、核心的な基幹軍需事業体の地位にあった旧日本製鉄は鉄鋼統制会に主導的に参加するなど日本政府の上記のような労働力動員政策に積極的に協力して労働力を拡充した。

② 原告らは、当時韓半島と韓国民らが日本の不法で暴圧的な支配を受けていた状況において、その後日本で従事することになる労働内容や環境についてよく理解できないまま日本政府と旧日本製鉄の上記のような組織的な欺罔により動員されたと認めるのが妥当である。

③ さらに、原告らは成年に至らない幼い年齢で家族と離別し、生命や身体に危害を受ける可能性が非常に高い劣悪な環境において危険な労働に従事し、具体的な賃金額も知らないまま強制的に貯金させられ、日本政府の残酷な戦時総動員体制のもとで外出が制限され、常時監視され、脱出が不可能であり、脱出の試みが発覚した場合には残酷な殴打を受けることもあった。

④ このような旧日本製鉄の原告らに対する行為は、当時の日本政府の韓半島に対する不法な植民支配および侵略戦争の遂行と直結した反人道的な不法行為に該当し、かかる不法行為によって原告らが精神的苦痛を受けたことは経験則上明白である。

②、③で徴用工は募集時の説明と異なる欺罔と過酷な労働、賃金不払いと言う境遇にあった事実が述べられている。この事実を否定できるのか、日本側の主張は1965年の交渉で解決済みと繰り返すのみであってはならない。

1905年からの日本の植民地支配はいかなるものであったか。大法院判決で述べられている事項、つまり原告4人の状況などについて事実はどうか、検証していくべきであろう。

徴用工の人権侵害が最大の問題

安倍元首相は、原告側が被告企業の資産を差し押さえることを認めた大法院判決に対して、「極めて遺憾。政府として深刻に受けとめている」と語り、判決を「国際法に照らして、ありえない判決」と批判した。日韓基本条約交渉、請求権協定で解決済みとなった問題を韓国側が蒸し返していることが国際法違反だと繰り返した。

しかし、大法院判決が問いかけているのは、日本による「不法な植民地支配」の下で日本加害企業による強制動員によって重大な人身被害を加えられた韓国人についてであり、「不法な植民地支配」による被害について日本が日韓交渉に際して否認し協議に応じなかったことである。

ところが、安倍元首相は、判決の支柱である「不法な植民地支配」という判断に一言も触れることがなかった。

日本が不法な植民地支配の加害者であって、韓国側は被害者であり強制動員された徴用工の人権侵害こそが最大の問題であり、大法院判決はこれを日本人に問いかけているのだ。

日韓共存共栄へ

日本側がこれに答えるにはまず事実を確認することから始めなければならない。法解釈の前に日本帝国主義の植民地支配はどのような被害を与えたのか、その中で人道的に許されざる行為はあったのか。事実の確認が日韓の共通理解にまで高まれば、未来は新しい共存共栄に達する可能性が生まれる。